

就学支援の手引

平成27年 3月

大分県教育委員会

は じ め に

障がいのある幼児児童生徒とその保護者、そして関係機関等を取り巻く環境は、共生社会の形成に向けた国の動きが加速する中、大きく変化しています。

国は、平成26年1月「障害者の権利に関する条約」に批准しましたが、この批准に向けて、平成23年の障害者基本法の一部改正をはじめ、障害者総合支援法や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定等、障がい者に関する法令や諸制度の整備が進められてきました。

この間、中央教育審議会初等中等教育分科会は、特別支援教育の在り方等について議論を進め、平成24年7月に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」を報告しました。

同報告を踏まえ、平成25年9月に、障がいのある幼児児童生徒の就学先決定の仕組みを改めた「学校教育法施行令の一部改正」が公布され、学校教育法施行令第22条の3に示された障がいの程度に該当する子供について、原則、特別支援学校に就学するという従来の仕組みが改められました。この改正の趣旨は、市町村教育委員会が、本人・保護者への十分な情報を提供しつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則に、障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門家の意見等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定するというものであり、市町村教育委員会には、これまで以上に障がいのある子供本人とその保護者に対して必要な相談や十分な情報提供ができる体制を整備することが求められます。

平成8年3月に発行した「就学指導の手引」は、平成15年3月に改訂し、就学指導を進めるための資料として広く活用されてまいりましたが、今般の学校教育法施行令の一部改正を受け、「就学支援の手引」として発刊することといたしました。

障がいのある幼児児童生徒に対する就学支援を適正かつ円滑に行うため、市町村教育委員会、学校等において御活用いただくようお願いいたします。

平成27年3月

大分県教育委員会特別支援教育課

目 次

はじめに

I 就学支援の基本的な考え方

1 就学先決定の基本方針	1
(1) 就学先決定について支援を行う関係者の心構え	
(2) 就学先決定について支援を行う関係者に求められること	
2 就学先の検討	4
(1) 保護者面談	
(2) 子供に関する情報の収集	
(3) 学校見学や体験入学の実施	
(4) 教育的ニーズ等の検討	
(5) 個別の教育支援計画等の作成	
3 障がいのある幼児児童生徒の教育	9
(1) 特別支援学校	
(2) 特別支援学級	
(3) 通級による指導	
4 障がいの状態等に応じた教育的対応	10
(1) 視覚障がい	
(2) 聴覚障がい	
(3) 知的障がい	
(4) 肢体不自由	
(5) 病弱・身体虚弱	
(6) 言語障がい	
(7) 情緒障がい・自閉症	
(8) 学習障がい	
(9) 注意欠陥多動性障がい	
5 就学先の決定と柔軟な見直し	21
(1) 市町村教育委員会による就学先の決定	
(2) 「学びの場」の柔軟な見直し	

II 就学事務

1 就学先の通知	2 3
(1) 小・中学校へ就学する場合	
(2) 特別支援学校へ就学する場合	
(3) 区域外就学等の届出があった場合	
(4) その他の留意点	
2 就学先の変更	2 4
(1) 特別支援学校から小・中学校への転学	
(2) 小・中学校から特別支援学校への転学	
3 具体的な就学事務手続	2 5
(1) 新たに学齢に達し、特別支援学校へ入学するとき	
(2) 就学義務の猶予・免除を受けている者が編入学するとき	
(3) 小・中学校から特別支援学校へ転学するとき	
(4) 特別支援学校から小・中学校へ転学するとき	
(5) 県内の特別支援学校から県内の特別支援学校へ転学するとき	
(6) 県内の特別支援学校から県外の特別支援学校へ転学するとき	
(7) 県内の特別支援学校から国立の特別支援学校へ入学又は転学するとき	
(8) 県外の特別支援学校または小・中学校から県内の特別支援学校へ転入学するとき	
(9) 特別支援学校長の市町村教育委員会への通知	
4 就学関係諸様式	3 8
(1) 作成上の留意点	
(2) 新入学時に必要となる資料	
(3) 転学時に必要となる資料	
(4) 必要となる資料の作成について	
*別紙様式①～⑮ 新入学、転学関係様式	4 8
*様式第1～17号 通知等	6 3